



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 5 月 18 日

都道府県知事

（市長） 殿

提出者

住 所 いわき市平字童子町2の5

氏 名 いわき市水道事業管理者 上遠野 裕之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0246-22-1221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	いわき市水道局 平浄水場
事業場の所在地	いわき市平下平窪字寺前53
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

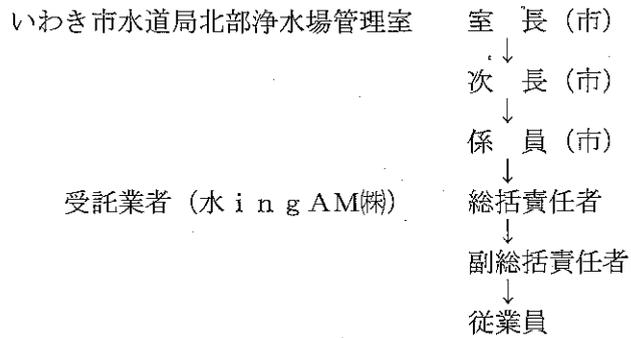
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	水道業
② 事業の規模	年間送水量 11,646,667m ³ （令和3年度）
③ 従業員数	20名（市職員4名＋受託業者社員16名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	濃縮 → 機械脱水 → 運搬 → 中間処理場（再生利用） 濃縮 → 天日乾燥 → 運搬 → 中間処理場（再生利用）

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(浄水発生土)	
	排出量	1539.44 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(浄水発生土)	
	排出量	1,100 t	t
	(今後実施する予定の取組) 浄水発生土の発生量は、降雨等による河川水濁度値に大きく依存し、更に天日乾燥による排出汚泥の含水率も天候に左右されることから、排出抑制の取り組みは困難である。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当該産業廃棄物は、汚泥(浄水発生土)であり、分別は行っていない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	全処理委託量	1539.44 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1539.44 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 過去に一部を再生利用業者へ処理委託していた時期もあったが、放射性物質濃度の関係より、平成23～30年度は、全量を最終処分場での処理としてきた。 その後、受入可能な中間処理業者が出てきたため、令和元年度は、発生量の一部の再生利用を再開し、令和2年度以降は、発生量の全てを再生利用としている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（浄水発生土）	
	全処理委託量	1,100 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,100 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和2年度より、発生量の全量を中間処理(再生利用)としたため、令和4年度も引き続き中間処理(再生利用)する計画である。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。